



## 福祉避難所の指定について

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における、高齢者、障害者等の配慮を要する方（以下「要支援者」といいます。）への支援を強化するため、あらかじめ受入対象者を特定した上で、直接避難することが可能な福祉避難所として、市内公共施設20か所を指定しました。（本市では「第1次福祉避難所」といいます。）

### 1 経緯

国では、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所の課題と対応の方向性が議論されてきました。

その中で、要支援者については、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、平素から利用している福祉施設へ直接避難したいという意見が多く出されました。一方、受け入れる側の福祉施設としては、受入れを想定していない被災者の避難により、対応に支障を来す懸念があることが課題とされました。

こうしたことを踏まえ、令和3年5月、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）が改正され、あらかじめ受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できるとされました。これにより、特定された要支援者が福祉避難所へ直接避難できる環境の整備を促進することとされました。

### 2 本市における検討

本市では、これまでに、一般の避難所に避難し、当該避難所で過ごすことが困難となった要支援者が、2次的に避難することが可能な避難先として、市内の福祉施設等を運営する法人と「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、51施設を指定しています。（本市では「第2次福祉避難所」といいます。）

前述の規則改正を受け、協定を締結中の第2次福祉避難所に対し、直接避難を受け入れることができるか調査しましたが、①支援に必要な物資及び器材の整備や災害時に介護職員等の確保が難しいこと、②災害時には、まず入所者の安全確保が優先されることから直接避難を受け入れることは困難であることが判明しました。

そのため、一般の避難所で過ごすことが困難な要支援者が家族等とともに避難することができるよう、まちづくりセンター等に第1次福祉避難所を開設することといたしました。

### 3 指定の概要

- (1) 指 定 日 令和6年4月4日
- (2) 指 定 施 設 まちづくりセンター等の20施設（別紙）
- (3) 受入対象者 個別避難計画により市が特定した者及び家族等  
（土砂災害警戒区域等の危険区域に居住し、他に避難先が無く、一般の避難所での集団生活や介護が困難な要支援者）
- (4) 物資・器材 一般の避難所における物資及び器材に加え、折りたたみ式電動ベッド、移動式手すり及び点滴台を必要に応じて整備予定
- (5) 職員体制 一般の避難所の担当職員が兼務し、避難者の相談、助言、その他の支援について、必要に応じて福祉保健課、保健所等と連携

### 4 今後の対応

第1次福祉避難所及び第2次福祉避難所双方の円滑かつ確実な運営体制の確保に努めるとともに、第1次福祉避難所の受入対象者の特定を進め、要支援者ごとに必要な物資及び器材の整備を行います。

また、特別の配慮を要する人で、本件指定では対応することが困難な方も想定されるため、今後も引き続き、災害の危険性が少なく、避難所空間の確保が可能な福祉施設を調査し、避難所として必要な物品の確保・保管、利用方法等を整理し、第1次福祉避難所の指定に向けて調整を進めます。

## 指定施設

施設名	所在地
つばき会館	呉市中央6丁目2-9
二川まちづくりセンター	呉市築地町3-1
吉浦まちづくりセンター	呉市吉浦東本町1丁目7-23
警固屋まちづくりセンター	呉市警固屋2丁目222
阿賀まちづくりセンター	呉市阿賀中央6丁目2-16
宮原まちづくりセンター	呉市宮原7丁目4-21
天応まちづくりセンター	呉市天応宮町4-15
広まちづくりセンター	呉市広古新開2丁目1-3
仁方まちづくりセンター	呉市仁方本町1丁目6-11
昭和市民センター	呉市焼山中央2丁目8-12
郷原まちづくりセンター	呉市郷原町字飛垣内1585-1
下蒲刈まちづくりセンター	呉市下蒲刈町下島1730
川尻まちづくりセンター	呉市川尻町東1丁目1-21
音戸まちづくりセンター	呉市音戸町南隠渡1丁目7-1
倉橋まちづくりセンター	呉市倉橋町431
倉橋まちづくりセンター-釣土田分館	呉市倉橋町7529
蒲刈市民センター	呉市蒲刈町宮盛1-2
安浦まちづくりセンター	呉市安浦町中央4丁目3-2
豊浜まちづくりセンター	呉市豊浜町大字豊島3526-15
豊まちづくりセンター	呉市豊町大長5915-3